

## 地方分権改革の推進について

平成 26 年 7 月 16 日  
全 国 知 事 会

過日、第 1 次安倍内閣で設置した地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題となっていた国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を内容とする第 4 次一括法が成立した。また、政府は、これまでの地方分権改革が積み上げてきた成果や残された課題について総括を行った上で、今求められる改革の全体像を明らかにする「地方分権改革の総括と展望」を取りまとめた。これらの取組に向けた安倍内閣総理大臣、新藤地方分権改革担当大臣のリーダーシップを評価し、関係者のご尽力に感謝するものである。

「地方分権改革の総括と展望」では、「「個性を活かし自立した地方をつくる」地方分権改革を推進する重要性は、ますます高まっている」という認識を示しており、当会としてもこの認識を共有するものである。元気な日本を取り戻すためには、地域の活力強化を図ることが必要であり、成長を牽引するための施策についても、大都市のみでなく、各地域が主体的に取り組むことができるようになる必要がある。このような認識に立って、当面の地方分権改革について以下のとおり政府に対して提言する。

今後も、政府への具体的な提言を行うとともに、各都道府県においてこれまでの改革の成果を活かして、義務付け・枠付けの見直しに伴い制定した条例について、地域の実情に応じた内容となるよう不断の点検を行うことや、移譲された事務権限を適切かつ効果的に行使することなどによって、その果実を住民に還元していく。

### **1 地域の実情に応じた土地利用行政の実現のための改革（農地制度改革）**

- ・ 人口減少社会を迎える今後、国内の食料需要の低下、都市機能の集約化が進むことが見込まれる今こそ、真に守るべき農地を確保しつつ、住民に身近な地方自治体が主体となって、都市と農村を通じ地域の実情に応じた土地利用行政を実現すべきである。このような観点から、農地制度のあり方について別添のとおり見直し、農地転用に関する事務・権限について速やかに市町村に移譲すること。
- ・ 本年は、平成 21 年に施行された改正農地法附則の規定に基づく農地法見直しの時期にあたる。農地法見直しに際しては、地方分権改革有識者会議農地・農村部会を積極的に活用するとともに、地方との協議を十分行うこと。

### **2 地域経済の成長・アベノミクス効果の波及につながる改革**

#### **(1) 中小企業・農林水産業支援**

- ・ 中小企業や農林水産業への支援は、地方自治体の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、地方自治体が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。

- ・ 都道府県を介さず、国の出先機関が直接実施している事業、市町村・民間事業者等に直接交付している補助金（「空飛ぶ補助金」）は、地方自治体が実施する事業との連携を図り効果を最大限に発揮することの観点から問題があるため、これらのうち地域振興に資するものは、自由度をできる限り高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

## **(2) 国家戦略特区における規制緩和の全国展開**

- ・ 国では、「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」等、国家戦略特区制度によって世界で一番ビジネスがしやすい環境の創出に取り組んでいるが、国家戦略特区において認められた規制緩和の中には、これまで地方分権改革で取り組んできた地方自治体への義務付け・枠付けの見直しにあたるものもある。これらについては、国家戦略特区に指定された地域に限定せずに規制緩和が実現できるように、義務付け・枠付けを見直すこと。

## **3 誰もが活躍できる社会の実現につながる改革**

### **(1) ハローワーク**

- ・ 地方自治体が主体となって無料職業紹介を実施することにより、就職相談、職業訓練、職業紹介まで雇用に関する一貫したサービスの提供が実現するとともに、企業支援と雇用政策の一体的な実施、生活困窮者対策など福祉施策と就労支援の一体的な実施が可能になる等、大きなメリットがある。
- ・ 本年9月から、ハローワークの求人情報を希望する地方自治体へオンラインで提供することとされたが、引き続き、地方自治体の職員が求職者情報や相談記録等を含むハローワーク職員用端末を使用できるようになるなど国と同内容の情報を利用できる環境を整備するとともに、地方自治体が行う無料職業紹介事業の法的位置づけを明確化すること。
- ・ ハローワークの地方移管に向けて、「ハローワーク特区」、「一体的実施」の成果を検証すること。

### **(2) 地域交通**

- ・ 人口減少社会、福祉分野における「施設から地域へ」の流れ、コンパクトシティなど公共施設の集約の流れを見据えれば、地域住民の移動の問題について、地域において自ら考え実行できる仕組みづくりが必要である。
- ・ 第4次一括法によって、自家用有償旅客運送事業に関する事務・権限が希望する市町村（希望する市町村がない区域にあっては希望する都道府県）に移譲されることになった。また、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、地方自治体が主体的に住民の移動手段の確保に取組むことができるようになった。
- ・ 引き続き、地方自治体の自主的な取組を促進するよう、路線バス、タクシー等、旅客自動車運送事業に関する事務・権限の移譲を進めること。

## **4 国と地方のルールに関する改革**

## (1) 義務付け・枠付けの見直し

- ・ 義務付け・枠付けについては、これまで約1000条項の見直しが実現し、一定の進展があるが、実際には、見直し後も「従うべき基準」が多用されるなど地方の自由度が高まっていない面もある。
- ・ これを踏まえ、「従うべき基準」については、速やかに廃止し、又は参酌すべき基準化を進めるとともに、引き続き、地方分権改革推進委員会の第2次・第3次勧告に従って義務付け・枠付けについて見直しを行い、勧告において示された「義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化、政府における「チェックのための仕組み」の確立を図ること。

## (2) 国と地方の協議の場の積極活用

- ・ 地方分権改革、社会保障制度改革、地域経済の活性化などを実現するためには、国と地方が実効ある対話を積み重ね、国と地方の力を結集した施策を展開することが不可欠であるため、国と地方の協議の場を積極的に活用し、地方の意見を確実に施策に反映させること。
- ・ また、協議の質を充実させるため、全てを本会議で協議するのではなく、税制改正、地方財政対策に関する「地方税財政分科会（仮称）」など分野別の分科会を設置し、政策の企画・立案段階から国と地方の力を結集できる仕組みを作ること。

## 5 地方の意欲や多様性を大事にする改革（提案募集方式に基づく改革の推進）

- ・ 「提案募集方式」については、個々の地方公共団体からの意見を広く取り上げ、改革を着実に推進するシステム、すなわち「国が選ぶのではなく、地方が選ぶ地方分権」として評価するものである。本年はその初年度にあたることから、特に提案後の政府内での検討が注目される。地方分権改革有識者会議及びその専門部会を有効に活用しながら、内閣府が所管府省としっかりと調整を行うことにより、個々の提案ができる限り実現すること。その際、「手挙げ方式」の導入、社会実験として採用すること、また広域連合を活用することなども含めて、地方の提案が活かされるよう柔軟な対応を行うこと。

## 6 事務・権限の円滑な移譲等のための措置

### (1) 直轄国道・一級河川

- ・ 直轄道路・河川の権限移譲に向け、都道府県単位の個別協議が行われているが、権限移譲に伴う財源措置については移譲受け入れの前提となるものであることから、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）2【国土交通省】(7)(iv)①から④の財源措置について確実に実現することはもとより、個別協議における各都道府県の意向を踏まえた拡充を含め、所要の法整備を行った上で確実に措置を講じること。
- ・ また、円滑に個別協議を進めるため、現状の維持管理費や維持管理体制等、移譲に係る必要な情報を適切に提供すること。

## (2) 第4次一括法による事務・権限の移譲等

- ・ 第4次一括法による事務・権限の移譲等を円滑に進めるため、地方の意見を十分に反映して、財源措置、移譲等のスケジュール、研修の実施・マニュアルの整備等について、具体的な検討と調整を早期に進めること。
- ・ 特に、財源措置については、地域における住民サービスが確実に提供されるよう、移譲に伴って生ずる新たな財政需要を的確に把握して確実に講ずることとし、地方の体制整備の前提となることからその具体的な内容を可能な限り早期に示すこと。
- ・ また、十分な準備期間を確保できるよう、地方への事前情報提供を含め、政省令の整備を速やかに進めること。